

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 食事の現物給与を非課税にしよう

Q：従業員に支給する食事について、給与として課税されない方法を教えてください。

A：役員又は使用人に支給する食事については、食事の価額の50%以上を役員又は使用人が負担し、かつ、使用者が負担した金額が消費税抜きで3,500円以下である場合には、課税されません。

【解説】(以下の金額は全て消費税抜きです)

課税されないためには、食事の定価を、

- (1) 自社調理の場合には直接費の額以上の金額、
- (2) 他から購入している場合にはその購入価額以上の金額となるように定めたうえで、次のような方法が考えられます。

- ① その月中に支給した食事の定価等を各人ごとに記録しておき、給料日等の一定の日、その定価の合計額の半額(その合計額が7,000円を超えるときは、その合計額から3,500円を控除した残額)以上の金額を一括徴収する方法
- ② 100円券、10円券のような金額表示のある食券を、その券面額の半額(その月中に交付する食券の券面額の合計額が7,000円を超えるときは、その合計額から3,500円を控除した残額)以上の金額で販売する方法
- ③ ②のような金額表示のある食券を、一定額まであらかじめ交付しておき、給料日等の一定の日において、その月中に使用した食券の券面額の半額(その月中に使用した食券の券面額の合計額が7,000円を超えるときはその合計額から3,500円を控除した残額)以上の金額を一括徴収する方法

